

令和7年8月12日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

### 理由説明書

苦情申出人は、福岡地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

### 記

#### 1 開示申出の内容

福岡地裁作成の、4月期転入者向けの周知文書（令和7年度分）

#### 2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示申出に対し、6月10日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

#### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 原判断庁において、本件開示申出に係る文書を探索したところ存在しなかつた。

(2) これに対し、苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨を主張する。

しかしながら、原判断庁においては、本件開示申出に係る4月期転入者向けの周知文書によらずに、転入者に向けた適宜の情報提供等を行っており、本件開示申出文書は作成又は取得していない。

(3) よって、原判断は相当である。